

A05

総
第一二二
号

案 起

昭和三十三年十月三日

決定
上奏

昭和三十三年十月三日

施行

昭和三十三年十月三日

公布
昭和三十三年十月三日

内閣総理大臣

石

内閣官房長官

内閣法制局長官

内閣官房副長官

内閣参事官

田中国務大臣

倉石国務大臣

西村国務大臣

増田国務大臣

三木国務大臣

菅野国務大臣

藤枝国務大臣

松平国務大臣

水田国務大臣

大橋国務大臣

木村国務大臣

官澤国務大臣

劍木国務大臣

小林国務大臣

塚原国務大臣

坊 国務大臣

早川国務大臣

二階堂国務大臣

別紙内閣総理大臣請議

故吉田 茂の葬儀の執行について

右閣議に供する。

内閣

指 令 案

故吉田 茂の葬儀の執行について請議
のとおり。

13

78

総総第607号

昭和42年10月2日

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

内閣総理大臣 佐藤 栄作



故吉田茂の葬儀の執行について
標記について、別紙のとおり閣議を求める。

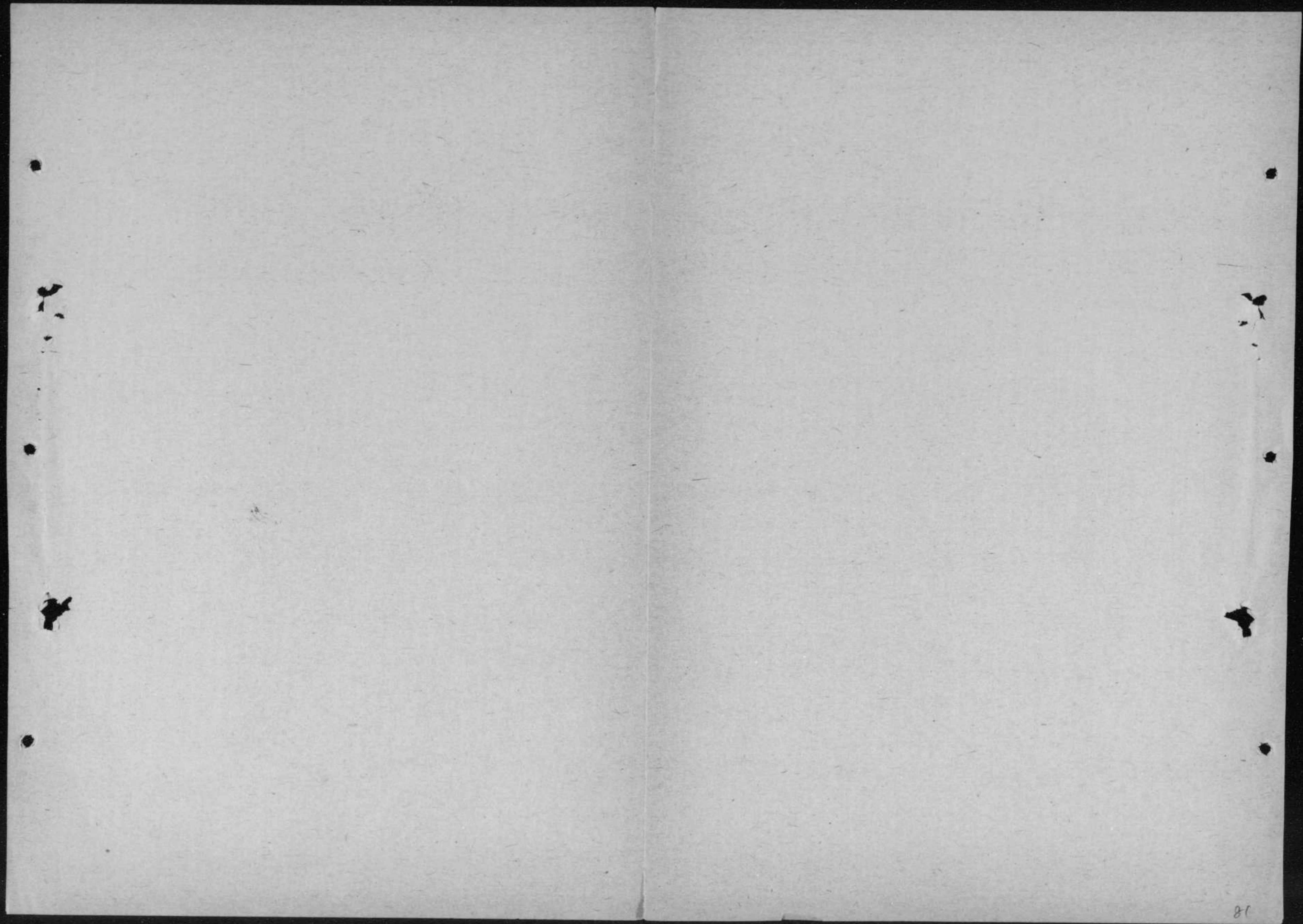
総 理 府

裏
面
白
紙

故吉田 茂の葬儀の執行について

昭和42年10月23日
(閣議決定案)

1. 葬儀は、国において行ない、故吉田 茂国葬儀と称する。
2. 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。
3. 葬儀は、昭和42年10月31日日本武道館において行なう。
4. 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。



81